

平成 19 年度大気汚染状況の測定結果

東京都



東京都及び八王子市は、都内の大気汚染状況把握のため、住宅地域等に設置している一般環境大気測定局(以下「一般局」)46 局、道路沿道等に設置している自動車排出ガス測定局(以下「自排局」)34 局で常時監視を行っている有害大気汚染物質(トリクロロエチレン等 26 物質)の平成 19 年度の測定結果を公表しました。

1. 環境基準の達成状況

○環境基準を達成したものの。

浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン、二酸化窒素(一般局)

○環境基準の達成率が改善したものの。

二酸化窒素(自排局)、達成率 74%で昨年度より 12 ポイント改善

○環境基準を達成しなかったものの。

光化学オキシダント

2. 年平均濃度の経年変化

浮遊粒子状物質は、自排局の低濃度状態が定着し、一般局との濃度差が少ない状況が続いています。これはディーゼル車規制の効果と考えられます。

光化学オキシダントは、前年度に比べ横ばいでしたが、この 10 年間ではやや上昇傾向にあります。

3. 測定結果から見た大気環境の課題

(1)二酸化窒素濃度の低下傾向が小さく、自排局での改善が十分ではありません。このため都では、最新規制適合車の普及・利用の促進等、自動車排出ガス対策に引き続き取り組んでいきます。

(2)光化学オキシダントは、夏期の注意報発令日数が依然として高い水準にあるため、都では光化学オキシダント等の原因となる揮発性有機化合物(VOC)の排出削減対策に引き続き取り組んでいきます。

当社では大気汚染防止法、労働安全衛生法、埼玉県生活環境保全条例などに基づく気体の分析も行っております。お気軽にお問合せ下さい。

資料 2008 年 8 月 4 日付 東京都報道発表資料

クロマト分析箇所 会田祐司